

第 33 期

事 業 報 告

自 2022 年 4 月 1 日
至 2023 年 3 月 31 日

JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社

事業報告 (第 33 期 事業 年 度)

自 2022 年 4 月 1 日
至 2023 年 3 月 31 日

1. 会社の現況

(1) 事業の経過及びその成果

本事業年度における我が国の株式市場は、期を通じてロシアによるウクライナ侵攻、資源価格高騰等インフレ進行が重石となりました。また、世界的な景気減速懸念や金融引き締めにより調整局面が継続しましたが、新型コロナウイルス禍からの経済活動が再開するなか、代表的な株価指数である東証株価指数の期末日終値は前年比 3%の上昇となりました。為替相場においては前年度に続き円安が進み、対ドルで前期末比 9%程の円安となりました。

当社におきましては、このようなマーケット環境を背景に、投資信託残高については、主に金融法人向け私募投信の資金流出により前年比 4%減少となりましたが、投資一任契約の資産残高については、国内公的年金や海外顧客からの資金流入により、前年比 13%の増加となっています。

当期純利益については、主に営業収益の減少により、前年比 40%減少し、1,671 百万円となりました。

営業収益は 5%減少、うち委託者報酬は 11%減少、運用受託報酬は前期比 3%減少、業務受託報酬は 7%増加となりました。

営業費用においては、委託者報酬の減少に伴って、投資信託販売会社への支払手数料が前期比 11%減少、また、一般管理費については、円安ドル高の影響で海外関係会社への支払が増え 2%の増加という結果となりました。

(注) 本事業報告の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

(2) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題

当社は、資産運用業のプロフェッショナルとして、運用能力の高度化、運用手法の多様化を通じ、お客様の様々な資産運用ニーズにお応えするべく鋭意努力を重ねております。運用会社としてお客様との共通価値を創造していくにあたり、高度の専門性と職業倫理を保持し、お客様に対して誠実・公正に業務を行い、お客様の最善の利益を最優先に置いた業務運営に努めております。

JP モルガン・チェース・アンド・カンパニー(以下、「JP モルガン・チェース」)の日本における事業会社の一員である当社は、JP モルガン・チェースが定めている以下のビジネス原則に則り業務運営しています。

- 優れたクライアント・サービス
- 卓越した業務運営
- 誠実、公正、責任ある行動
- 結果を出すチームと企業文化

(3) 財産及び損益の状況

当社第 30 期～第 33 期の業績は、次の通りです。

(単位：百万円)

区分	2020 年 3 月期 第 30 期	2021 年 3 月期 第 31 期	2022 年 3 月期 第 32 期	2023 年 3 月期 第 33 期
委託者報酬	11,978	11,210	11,638	10,324
運用受託報酬	6,385	9,990	7,817	7,542
業務受託報酬	1,979	1,781	2,379	2,566
その他営業収益	103	93	132	240
営業収益合計	20,446	23,074	21,968	20,674
経常利益	3,164	5,495	3,856	2,649
当期純利益	2,215	3,962	2,829	1,671
一株当たり当期純利益	39,372 円	70,430 円	50,285 円	29,711 円
純資産	17,834	19,797	19,609	18,598
総資産	21,501	25,476	25,673	22,759

(注)1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき、算出しております。

[投資信託資産状況]

当期の投資信託資産状況は下記の通りです。11 ファンドを新規設定し、15 ファンドを償還いたしました。

(単位：百万円)

公募／私募 区分	前期末 純資産	設定額	解約額 償還額	マーケット 要因等増減(△)	期中 増減(△)	当期末 純資産
公募投資信託	744,794	184,945	129,966	△61,052	△6,074	738,720
私募投資信託 (金融法人向け)	4,712,769	1,009,500	1,169,597	△60,763	△220,860	4,491,909
私募投資信託 (その他)	179,698	31,566	33,945	△11,685	△14,064	165,634
合計	5,637,262	1,226,012	1,333,509	△133,501	△240,998	5,396,264

(注) 上記には投資一任契約に基づいて投資される私募投資信託の残高を含んでおりません。

[投資一任契約資産状況]

当期の投資一任契約資産状況は下記の通りです。

(単位：百万円)

			前期末		期中増減(△)		当期末	
			契約件数	残高	契約件数	残高	契約件数	残高
		公的年金	12	199,346	2	142,340	14	341,686
		私的年金	106	533,717	△1	29,480	105	563,197
		その他	13	552,540	1	66,141	14	618,681
	国内 計		131	1,285,603	2	237,961	133	1,523,564
	海外 計		23	1,432,267	10	115,014	33	1,547,281
投資一任	合計		154	2,717,870	12	352,974	166	3,070,844

(注) 上記には投資一任契約に基づいて投資される私募投資信託の残高を含んでおります。

なお、顧客資産の額を前提とした投資助言件数は7件です。

(4) 主要な事業内容

当社は、金融商品取引業者として、主として投資運用業、投資助言・代理業、第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を行っております。

(5) 主要な営業所

本 店 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号東京ビルディング
西日本支店 大阪府大阪市北区大深町 4 番 20 号グランフロント大阪タワーA

(注) 西日本支店は、2022 年 5 月 13 日付けで廃止しております。

(6) 使用人の状況

使用人数	前期末比増減
192	2 人増

(注) この人数には、グループ会社との兼職者のうち、オペレーション部門、テクノロジー部門、法務・コンプライアンス部門、財務部門等の各部門で当社業務を専任とする者を含んでおります。

(7) 重要な親会社の状況

① 親会社の状況

親会社名	議決権比率
JP モルガン・アセット・マネジメント(アジア) インク	100%(直接保有)
JP モルガン・チェース・ホールディングス・エルエルシー	100%(間接保有)
JP モルガン・チェース・アンド・カンパニー※	100%(間接保有)

※当社の最終的な親会社

当社と親会社との取引であって、当該事業年度に係る個別注記表において会社計算規則第 112 条第 1 項に規定する注記を要したものは以下の通りであります。

親会社名	議決権比率	関連当事者との関係
JP モルガン・チェース・ホールディングス・エルエルシー	100% (間接保有)	人件費の立替

② 親会社との取引に関する事項

イ. 当該取引が当社の利益を害さないように留意した事項

当該取引は親会社等による株式報酬費用の配賦であり、内容の妥当性及び金額の合理性を確認しています。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、監査役からも当社経営に

関する適切な意見を得ながら、取締役会において多面的な議論を経たうえで当該取引を実施しております。

(8) 重要な子会社の状況

子会社名	所 在 国	設立年月日	当社の議決権比率	主な業務内容
JPMAM ジャパン・ケイマン・ファンド・リミテッド	英国領 ケイマン諸島	2011 年 10 月 7 日	100%	外国投資信託の管理 会社としての業務

(9) その他会社の現況に関する重要な事項
該当ありません。

2. 会計監査人の状況

会計監査人の名称
PwC あらた有限責任監査法人

3. 業務の適正を確保するための体制

会社法及び会社法施行規則に基づき、当社が業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）の整備等について、取締役会で決議した事項は以下の通りであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の役員（取締役及び監査役）は、役員及び従業員がとるべき行動の基準・規範を示した「コード・オブ・コンダクト（行為規範）」に従い、企業倫理の遵守及び浸透を率先垂範して行う。
- ② 取締役会は、経営委員会を設置し、業務執行（ただし、リスク管理に関する事項を除く）を委任するとともに、リスク管理に関する事項に係る業務執行をビジネス・コントロール・コミッティに委任し、各機関に日常業務を執行させることにより、日常業務における法令・定款遵守を確実にするよう体制を構築する。取締役会は各機関から日常業務に関する報告を受け、内部管理体制の状態について把握し、改善するものとする。
- ③ 代表取締役は、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議、社内規則に従い職務を執行する。
- ④ 取締役会は、定期的を開催し、各取締役の職務執行を監視する場とする。

- ⑤ 取締役会は、内部管理部門管理責任者を任命するとともに、必要に応じて内部管理部門を設置し、内部管理体制を整備するものとする。特に法令遵守及び周知徹底の管理に関しては、コンプライアンス部を配置するとともに、適時コンプライアンス部長より報告を受け、横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握をし、改善するものとする。
- ⑥ 監査役は、取締役の職務執行が法令及び定款に適合したものであるかを検証し、監督機能の実効性を向上させるものとする。
- ⑦ 当社は、ビジネス・コントロール・コミッティにおいてコンプライアンス・プログラムを制定・承認し、その内容を取締役に報告することで、全社的なコンプライアンス体制を整備する。また、コンプライアンス・プログラムは適時その実施状況について、経営委員会またはビジネス・コントロール・コミッティに報告されるものとする。

(2) 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、従業員がとるべき行動の基準、規範を示した JP モルガン・チェース・グループの「コード・オブ・コンダクト(行為規範)」及びコンプライアンスマニュアル(Compliance Manual-APAC, Appendix Japan)に基づき、適正な業務執行の徹底と監督を行う。
- ② 代表取締役は当社従業員に対するコンプライアンス教育・啓発をあらゆる機会を捉えて行う。
- ③ 当社の役員及び従業員は、当社における重大なエラーその他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、各部門長に報告するものとする。各部門長はビジネス・コントロール部へ、そのエラーの内容を報告し、ビジネス・コントロール部は、コンプライアンス部とともに、当該報告された事実についての調査を指揮・監督し、代表取締役と協議のうえ必要と認める場合、適切な対策を決定する。
- ④ コンプライアンス体制の充実・強化を推進するため、法令若しくは社内規程違反の疑いがある場合に従業員が直接、コンプライアンス部に通報できる制度を確立し、通報者に対する不利益取扱いの防止を行う。
- ⑤ 業務執行部門から独立した監査部は、定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに代表取締役、監査役及び各部長に適宜報告する。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役は、その職務の執行に係る以下の文書(電磁的記録を含む。以下同じ。)を適切に保存しかつ管理する。
 - イ. 株主総会議事録と関連資料
 - ロ. 取締役会議事録と関連資料
 - ハ. 経営委員会議事録と関連資料

ニ、ビジネス・コントロール・コミッティ議事録と関連資料

- ② 代表取締役は、代表取締役が行う取締役会議事録及び株主総会議事録の作成、保管業務を補佐する者を任命する。また、代表取締役および代表取締役が任命する者は各コミッティの議事録の保存及び管理について各業務部門に対して指導を行うものとする。
- ③ 取締役会議事録及び株主総会議事録の保管は会社法及び社内規則「文書規程」に従い、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会からリスク管理に関する事項に係る権限を委任されたビジネス・コントロール・コミッティでは、リスク管理上の重要な事項を決議もしくは審議を行う。ビジネス・コントロール・コミッティはビジネス・コントロール部長を議長とし、代表取締役及びリスク管理業務に関連する取締役並びに各内部管理部門長等を構成員とする。
- ② 上記①の決議もしくは審議内容は、取締役会に報告される。
- ③ ビジネス・コントロール部、事業継続管理部及び AM テクノロジー・コントロール室を配置し、各部のポリシー及びプロシージャに基づき、リスクマネジメント体制の整備、問題点の把握及び危機発生時の対応を行う。
- ④ コントロール・アンド・オペレーショナルリスク・エバリュエーション(CORE)プログラムを通じて、各業務部門の潜在的なリスクの把握に努め、未然の防止に役立てる体制を整える。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役(非常勤取締役及び海外所在の取締役は除く)は、各取締役の職務に応じて経営委員会並びにビジネス・コントロール・コミッティに積極的に参加する。
- ② 内部管理部門の各部門長が持回りで、経営委員会に対し業務内容を報告することにより業務執行の監督の効率化を図る。
- ③ 業務部門の各部門長が持回りで、経営委員会に対し業務内容を報告することにより業務執行の監督の効率化を図る。

(6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① JP モルガン・チェース・グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。

- ② 海外子会社の業務の適正を確保するため、当社の取締役会の決議のもと「海外子会社の管理規程」を定め、これに基づき、当該子会社における法令遵守の徹底や財務の健全性の維持等、子会社の経営管理を行う。また、当該子会社の業務状況及び財務状況は、定期的に当社取締役会に報告される。
 - ③ 監査部は、JP モルガン・チェース・グループにおける内部監査を実施又は統括し、JP モルガン・チェース・グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。内部監査の年次計画、実施状況及びその結果は、その重要度に応じ当社取締役会及び親会社である JP モルガン・チェース・アンド・カンパニー取締役会並びに主要な関連会社に報告される。
 - ④ 日本における JP モルガン・チェース・グループ各社は必要に応じて、内部管理部門の兼職を行い、各社における内部管理体制の均質化及び業務レベルの向上を図っている。
 - ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力及び団体に対しては、警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
- ① 監査役が、その職務を補助するため従業員を置くことを要請した場合には、取締役会において当該従業員に関する事項を検討する。
- (8) 前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役が、その職務を補助する従業員を置くことを要請した場合には、取締役会において当該従業員の独立性の確保について検討する。
- (9) 監査役の第 7 項の従業員に対する指示の実行性の確保に関する事項
- ① 監査役が、その職務を補助する従業員を置くことを要請した場合には、当該従業員への指揮命令権の帰属を含め、監査役の職務を補助する従業員に対する指示の実行性の確保について、取締役会において検討する。
- (10) 監査役への報告に関する体制等
- ① 監査役は監査役の職務の執行に必要な事項に関し、随時、取締役及び従業員に対して、報告を求めることができる。また、当社は、当該報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

- ② 当社は、経営委員会及びビジネス・コントロール・コミッティに監査役をオブザーバーとして招聘し、監査役が、当社の業務執行状況や重要情報を把握できる体制を置くものとする。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制等

- ① 代表取締役は、監査役の求めに応じて監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- ② 監査役は、会計監査人と適时会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
- ③ 監査役は、監査役の職務の遂行にあたり、必要に応じて、会計監査人をはじめとする、外部の専門家に相談をすることができる。監査役は、当該費用及びその他監査役の職務の執行について生じる合理的な費用を会社に請求することができる。

4. 業務の適正を確保するための体制(内部統制)の運用状況の概要

上記 3. に係る体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社の取締役会は3ヶ月に1回以上開催することとなっており、当該事業年度においては、2022年4月、7月、10月及び2023年1月に開催し、業務の執行状況の報告を受けるとともに重要事項の審議及び決議を行いました。また、緊急案件については、2022年4月、6月、11月、及び2023年3月に、会社法第370条及び当社定款第18条第5項に基づきみなし決議、または会社法第372条第1項の規定に基づき通知を行いました。

当社の監査役は、取締役会、経営委員会及びビジネス・コントロール・コミッティその他各種の委員会に出席し、取締役及び使用人の業務の遂行について報告を受け、情報交換を行い、監査の実効性の向上に努めました。

当社の経営委員会は毎月開催されており、本委員会において当社各部門からの業務について報告を受け、当社業務執行の監督を行いました。当社のビジネス・コントロール・コミッティは、2ヶ月に一回開催され、リスク管理上の重要な事項の決議、審議を行いました。

附 属 明 細 書

事業報告の内容を補足する重要な事項はありません。